

木更津市における第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備 運営事業者選定委員会設置条例（案）の議会上程について

市民環境部

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「6市1町」という。）が共同事業として進める次期広域廃棄物処理事業（以下「次期事業」という。）に関し、木更津市の平成31年3月市議会定例会に「第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例（案）」が上程されていることに関し、その趣旨について報告するもの。

*別紙資料参照

1 経緯

(1) 協議会の設置

現在、6市1町では、次期事業の組織として協議会を設置するため、各市町において、「協議会規約の制定に関する協議について」を議案上程している。

(2) みなし条例等について

協議会は条例制定権を有さないことから、協議会規約（案）においては、協議により、構成団体の一の市町の条例等を各市町の条例等とみなすこととしている。

参考

（関係市町の長の名においてする事務の管理及び執行）

第16条 協議会が、その担任する事務を関係市町の長の名において管理し、及び執行する場合においては、関係市町の協議により、協議会は、当該事務に関する一の市町の条例、規則その他の規程（以下「条例、規則等」という。）を関係市町の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 次期事業についての事業者選定について

(1) 現状

次期事業については、「（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想」の具体化に向けた検討を進めることを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）第6条に基づく民間提案の募集を実施し、現在君津地域4市部長等12名で構成する民間提案評価委員会において、提案内容を参考に実施方針を定めることが適当かどうかについての検討を行っている。

(2) 今後の予定

平成31年	3月下旬	民間提案検討結果通知・公表
	4月 1日	協議会設置
	4月上旬	<u>整備運営事業者選定委員会設置</u>
	7月	実施方針策定・公表
	8月	入札公告

3 整備運営事業者選定委員会について

整備運営事業者選定委員会については、地方自治法第138条の4第3項に規定する、執行機関の附属機関との位置付けとなるが、現在6市1町には協議により各市町の条例とみなす委員会設置条例が存在していない。

このことから、協議会設立後、速やかに整備運営事業者選定委員会を設置するため、規約により協議会の事務所を置くこととしている木更津市において、先行して条例を制定しようとするものである。

今後、協議会設立後、協議を経て、当該木更津市の条例を協議会の事務の管理及び執行を行うための条例としてみなすこととされた場合は、これに基づき、協議会において整備運営事業者選定委員会を設立し、次期事業に関する事業者選定事務を進めていくこととなる。

議案第18号

第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例の制定について
第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例

(設置)

第1条 市は、第2期君津地域広域廃棄物処理施設の適正な整備及び管理運営に関する事業（以下「本事業」という。）に係る民間事業者の選定に関し必要な事項について調査審議するため、第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) 本事業の実施方針（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に規定する実施方針をいう。）に関する事項
- (2) 本事業に係る民間事業者の募集に関する事項
- (3) 本事業に係る民間事業者の選定の基準に関する事項
- (4) 本事業に係る民間事業者の提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第4号の民間事業者の選定に係る答申を市長が受けた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、第2期君津地域広域廃棄物処理施設建設を担当する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第4号の民間事業者の選定に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

提案理由

第2期君津地域広域廃棄物処理施設の適正な整備及び管理運営に関する事業に係る民間事業者の選定に関し必要な事項について調査審議する第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会を置くため、新たに条例を制定しようとするものである。